

＜「相続の手続に関してご提出いただく書類等一覧」＞

【ご注意】ここに記載されている内容は、一般的な手続・必要書類であり、ケースによって異なる場合もありますので、お手続時には、お亡くなりになられた方のお取引店へお問い合わせご確認願います。また、お亡くなりになられた方が当金庫よりお借入をなさっている際には、別途ご相談願います。

(1) **遺言がない場合** ※①に下記②～⑥の書類を添えてお取引店またはお近くの窓口にご提出ください。

①相続預金払戻依頼書又は 相続預金名義変更依頼書 (当金庫所定の用紙)	・相続預金等の支払方法等を相続人全員の連署によりお届けください。 ・相続人全員の自署、実印での捺印を行ってください。
②亡くなられた方の戸籍謄本、除籍謄本	・故人の方の生まれた時から亡くなられた時までの連続した謄本をご提出ください。
③相続人全員が確認できる戸籍謄本	・結婚等で除籍されている場合は、現在の戸籍謄本をご提出ください。
※法定相続情報一覧図 (②③不要)	・法務局に必要書類を提出して発行(無料)していただきご提出ください。
④相続人全員の印鑑証明書 (発行後3か月以内)	・相続預金払戻依頼書に署名・捺印される方全員分をご提出ください。
⑤遺産分割協議書	・原本をご提出ください。当金庫で写しを取らせていただき、原本を返却いたします。
⑥遺産分割審判書謄本とその確定証明書 又は遺産分割調停書謄本 (家庭裁判所の審判や調停によって決定した場合)	・原本をご提出ください。当金庫で写しを取らせていただき、原本を返却いたします。 (家庭裁判所)

(2) **遺言がある場合** ※上記(1).①～④の書類の他に次の書類をご提出ください。

①遺言書、遺言書検認調書 謄本 (自筆遺言書等による相続の場合)	・原本をご提出ください。当金庫で写しを取らせていただき、原本を返却いたします。 (家庭裁判所)
②遺言公正証書謄本 (公正証書遺言による相続の場合)	・原本をご提出ください。当金庫で写しを取らせていただき、原本を返却いたします。 (公証人役場)
③遺言執行者の指定又は選任を証する書類 ・遺言執行者選任審判書 謄本 ・執行者の印鑑証明書 (遺言書に遺言執行者記載等の場合)	・原本をご提出ください。当金庫で写しを取らせていただき、原本を返却いたします。 (家庭裁判所)

(3) **ご持参いただくもの**

- ・被相続人のお取引口座全ての預金通帳、証書、キャッシュカード、当庫出資証券。
- ・実印および名義変更する場合は変更後取引する方の届出印。